

平成 22 年度第 7 回天塩町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	平成 22 年 1 1 月 2 6 日 (金)		
招 集 場 所	天塩町役場 3 階委員会室		
開 閉 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成 22 年 1 1 月 2 6 日(金) 午前 1 0 時 3 0 分	
	議 長	会長 笠 井 守	
	閉 会	平成 22 年 1 1 月 2 6 日(金) 午前 1 1 時 3 0 分	
	議 長	会長 笠 井 守	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 9 名 欠席 2 名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	荒 瀬 誠	○
	2	利 木 正 春	○
	3	鈴 木 忠 和	○
	4	鹿 野 誠 一	○
	5	山 本 俊 栄	○
	6	佐 藤 博 幸	●
	7	奥 山 稔	○
	8	長 能 光 博	○
	9	後 藤 忍	●
	10	宍 戸 栄 一	○
	11	笠 井 守	○
議事録署名委員	議席番号	8 番 長 能 光 博 10 番 宍 戸 栄 一	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	四十物 勇	
	総務係長	杉 澤 公 也	
	総務係主査	岩 花 英 樹	

平成22年度第7回天塩町農業委員会総会

議長 ただいまの出席委員は、9名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年度第7回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により議長において

8番 長 能 光 博 君

10番 穴 戸 栄 一 君

を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。

本総会の会期は、本日一日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長 次に、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」を議題とします。

なお、案件の中に委員、の案件がありますので、農業委員会法第24条第1項の議事参与の制限に基づき、関係者の退席を求めますが、議事の進め方については、まず、委員の案件を先に審議し、その後、の案件を審議することとしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

委員の退席を求めます。

議長 それでは、委員の案件について事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項により計画書の決定について」その内容をご説明申し上げます。

まず、1件目の委員の利害に関する案件より説明申し上げます。

利用権設定総括表をご覧ください。

整理番号6-2ですが から に貸し付けるものです。なお、この案件は、期限が到来し、継続して賃貸借を行うものとなっております。条件面には、ご覧のとおりとなっております。以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり決定されました。退席となっている委員は席にお戻りください。

続きまして、 の案件を審議しますので、関係者の退席を求めます。

議長 それでは、 の案件について事務局より内容の説明を求めます。
事務局 それでは、2件目の委員の利害に関する案件について説明申しあげます。
利用権設定総括表をご覧ください。

整理番号6-3ですが から に貸し付けるものです。

なお、この案件についても期限が到来し、継続で賃貸借を行うものとなっております。条件面には、ご覧のとおりとなっております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申しあげます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり決定されました。
退席となっている関係者は、席にお戻りください。

議長 それでは、残りの案件について事務局より内容の説明を求めます。

事務局 それでは、残りの案件について、説明申しあげます。
利用権設定総括表をご覧ください。

1件目、整理番号6-1ですが から に貸し付けるものです。2件目、整理番号6-4ですが から に貸し付けるものです。3件目、整理番号6-5ですが から に貸し付けるものです。4件目、整理番号6-6ですが から に貸し付けるものです。

なお、整理番号6-1、4については、期限が到来し、継続で賃貸借を行うものとなっております。整理番号6-5、6については、新規の案件となっております。条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申しあげます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

次に議案第2号「農地法第3条による許可申請について」を議題といたします。

事務局より内容の説明を求めます。
事務局 ただいま議題となりました議案第2号「農地法第3条による許可申請について」ご説明申し上げます。

農地法第3条総括表に基づき説明申し上げます。
審議案件は1件のみで、所有権を移転するものとなっております。
内容ですが、 から に所有権を移転するもので、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

舛頰 この土地は、砂利採取申請が提出されている土地ではないか。

事務局 この土地は、そのような申請は提出されていません。

議長 他にありませんか。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

次に議案第3号「農地パトロール結果について」を議題といたします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第3号「農地パトロール実施結果について」ご説明申し上げます。

資料の農地パトロール実施結果についてご覧ください。

農地パトロールについては、2回実施しておりまして、第1回目は、町内全域の農地を対象としており、9月21日から28日までの間、延べ15人/日で実施しております。この結果、耕作放棄や違反転用となる事案は見受けられませんでした。

第2回目は、農地法第5条転用による復元状況を対象としており、10月22日に11名で実施しております。更岸地区の7箇所20筆を調査したところです。この結果、問題となる箇所は見受けられませんでした。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

以上で本総会に付された案件は全て終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、

これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

以上をもちまして閉会いたします。

平成22年11月26日

署名委員

(8 番)長 能 光 博 ⑩

(10 番)宍 戸 栄 一 ⑩